

事例項目	誤認による差押えについて
事例発生日等	平成25(2013)年10月25日
担当課	総務部納税課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成25(2013)年10月25日、市内在住の市税滞納者A氏の銀行預金の差押えを執行し、A氏宛に差押調書を送付した。</p> <p>②11月1日、市外在住のA氏と同姓同名、同生年月日のB氏から、「門真市に住んだことも、税金を滞納したこともないのに自分の預金が差押えられている。」との通報があり、A氏に対する差押えを誤ってB氏の銀行預金を差押えたことが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①平成25(2013)年11月1日、通報により差押え誤りが判明後、銀行預金の差押えの解除を行い、B氏の自宅を訪問し謝罪した。A氏宛に送付した差押調書を回収のために訪問。A氏は不在であったが家族と接触できたため、事情を説明し連絡くれるよう依頼した。</p> <p>②11月2日、A氏の自宅を訪問し差押調書を回収した。</p> <p>③11月14日、B氏とB氏の家族に誤認による差押えに至った経緯を説明し謝罪した。</p> <p>④11月15日、各報道機関に報道資料の提供を行い、翌日新聞報道された。</p> <p>⑤12月12日、B氏に対し謝罪の文書を提出し、改めて謝罪した。</p>
発生原因	差押え手続きにおいて、銀行への調査の中で氏名、生年月日、住所の確認を行った際、住所確認が不十分であったにもかかわらず、氏名、生年月日が一致していたことから、同一人と判断し差押えを執行したため。
再発防止対策	差押えを執行する際には、同一人の特定のため、氏名、生年月日、住所の確認を行い、相違している場合には、住民票や戸籍の附票などにより住所履歴の照合作業を徹底する。
添付資料	【資料(2)-52-1】…報道提供資料